

5 必要書類

別紙（機器別パンフレット）をご覧ください。

6 完了報告の提出期限

最終提出期限：令和8年3月31日（火）必着（期限厳守）

- * 期限を過ぎた場合、助成金の交付ができなくなりますのでご注意ください。
- * 天災等やむを得ない事由で提出が遅れる場合は、必ず事前にご相談ください。
- * ご連絡なく、提出期限後に郵送にて提出があった場合は返送させていただきます。

7 その他 注意点

- ・未納がないことの証明書として「納税証明書」が必要です（「課税証明書」ではないため、ご注意ください）。
- ・助成金額の1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- ・導入する対象機器は未使用品であること。
- ・役所等の発行する書類は発行後3か月以内のものを用意ください。
- ・国や都の補助制度との併用も可能です（他の補助金額との合計が助成対象経費を上回る場合は、上回る額を減額します）。
- ・同時に2項目以上を申し込む場合、事前協議書や納税証明書等は一部で構いません。
- ・申請者＝集合住宅の所有者（管理組合等）＝領収書の名義人＝助成金の振込名義人 であること。
- ・申請書類の返却はできません。提出する書類は必ず写し（コピー）を取り控えとして保管しておいてください。
- ・郵送の場合、区への到達日が受付・受理日となります。消印が申請期限内であっても到達が申請期限を過ぎた場合は助成金交付期限内に提出されたものと認められませんのでご注意ください。
- ・申請書類に不備があった場合、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたします。不備のないよう、よくご確認ください。また、修正や書類提出の連絡をした日から3か月経過しても、申請書類に不備がある場合、申請は取消とし、書類は破棄させていただきます。ご注意ください。

8 申請及び問い合わせ先

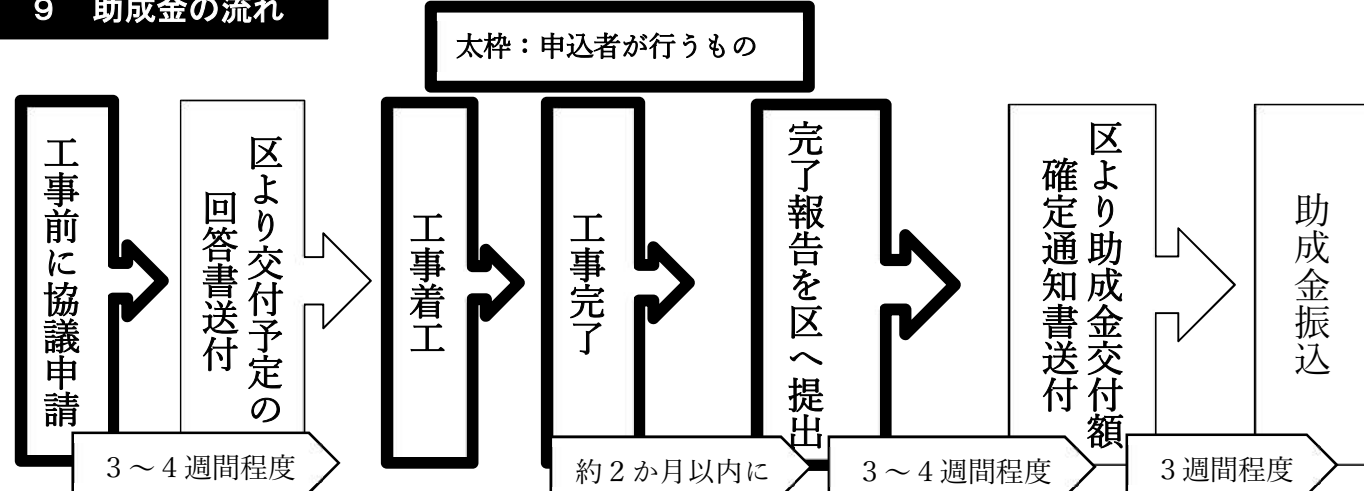
下記に持参又は、郵送にて申請ください。

葛飾区 環境部 環境課 環境計画係（区役所4階410番窓口）

〒124-8555 葛飾区立石5丁目13番1号

TEL：03-5654-8228（8531）FAX：03-5698-1538

9 助成金の流れ



令和6年度

集合住宅用（事前協議分）

かつしかエコ助成金のご案内

～再生可能エネルギーの利用促進や、省エネ・節電対策として、太陽光発電システムや省エネ機器などを導入する際、費用の一部を助成します～

- ◆個人住宅や事業所への導入については、「個人住宅用」「事業所用」（事前協議分）をご覧ください。
- ◆電気自動車等の事後申請分についてはHPをご覧ください。

1 申込受付期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

2 対象項目

1 太陽光発電システム

2 蓄電池

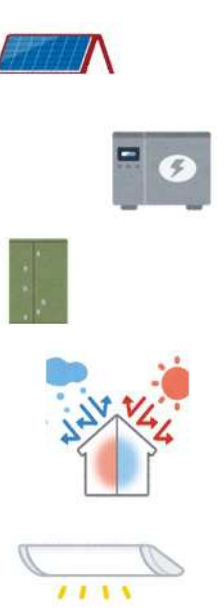
3 ビークル・トゥ・ホームシステム（V2H）

4 宅配ボックス

5 高反射率塗装

6 断熱改修

7 LED照明機器



3 助成対象者

「集合住宅」の定義：一棟の建物のうち構造上区分され、独立して住居としての用に供することができる部分が3戸以上のもの。

以下の要件をすべて備えた方が対象です。

- (1) 区内に住所を要する集合住宅の共用部分に、新たに対象機器等を導入する方が対象となります。リース・レンタルは除く（ただし、LED照明機器改修については、この限りでない）。
- (2) 区内に集合住宅を所有または所有を予定する中小企業者等（中小企業法第2条に規定する中小企業者、中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等共同組合、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人等） *個人事業者も含まれます。または区内分譲マンションの管理組合（区分所有者の集会（総会）において議決を得ていること。）
- (3) 令和5年度の特別区民税・都民税を滞納していないこと。
- (4) 対象機器等の導入について、区で実施している他の制度による助成を受けていないこと。
- (5) 申請時点から過去10年間において、同じ建物・同じ種類の機器等に対して既にかつしかエコ助成金制度に基づく区の助成を受けていないこと。
- (6) 対象機器等を導入する建築物は、建築基準法その他の法令等に適合するものであること。
- (7) 住宅の販売又は譲渡を目的としていないこと。
- (8) 太陽光発電システムの場合は、申込者が電灯契約を結ぶこと。
- (9) 助成金交付後に代金還元（キャッシュバック）を受けないこと。
- (10) 太陽光発電システムに係る助成対象者にあつては、発電した電力の一部又は全部を設置した区内に存する住宅、事業所又は集合住宅の共用部分に使用すること。

4 要件と助成金額			
申込の時期：設置工事前			
対象機器等	要件	算出方法	限度額
	*項目ごとのすべての要件を満たすこと		
太陽光発電システム *申込者が電灯契約を結ぶこと *集合住宅の上屋等に設置すること	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池の公称最大出力合計が1kW以上であること。 発電した電力の全量を売電することを目的としていないこと。 財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証を受けたものまたは国際電気標準会議（IEC）の IEC EE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたもの。 	8万円/kW	40万円
蓄電池 *定置型のもの	国が実施するまたは実施していたネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）支援事業において、当該事業の執行団体*に補助対象機器として登録されているもの。 *（参考）R5の執行団体：環境共創イニシアチブ（Si）	助成対象経費の1/4	太陽光発電システム・蓄電池併設 ※の場合：5万円加算 100万円（10kWh未満：20万円）
ビークル・トゥ・ホームシステム（V2H） *電気自動車等からの電力を、分電盤を通じて建築物の電力として使用するために必要な機能を持つシステム	国が実施する又は実施していた次の事業において、当該事業の執行団体*に対象製品として登録されているもの <ul style="list-style-type: none"> クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金 *（参考）R5の執行団体：（一社）次世代自動車振興センター	本体価格の1/3	20万円
宅配ボックス *業者による設置工事を伴うもの	<ul style="list-style-type: none"> 施錠できる構造となっていること（南京錠で施錠するものは除く）。 3辺の合計が75センチメートル以上の荷物が投函できる大きさがあること。集合住宅用の宅配ボックスについては、1つ以上のボックスが本要件を満たすこと。 設置する機器は袋式及びおりたたみ式でないこと。 業者の設置工事により移設できないよう固定されていること。（申請者自らが設置できるものは対象外。） 	助成対象経費の1/2（「IoT」対応*：助成対象経費の2/3） *宅配ボックス自体がインターネットに接続しているタイプの製品で、スマートフォンへの通知機能があるもの	15万円（IoT対応：25万円）

申込の時期：設置工事前（改修のみ）							
対象機器等	要件	算出方法	限度額				
	*項目ごとのすべての要件を満たすこと						
高反射率塗装（屋根・屋上・壁等） ★改修のみ	日射反射率（近赤外線領域）が50%以上又は同等以上の性能であること。	助成対象経費の1/4又は施工面積（㎡）×1,000円（助成単価）のいずれか小さい額	100万円				
断熱改修（外壁、屋根、天井、床、窓） ★改修のみ	外壁、屋根、天井の断熱改修においては、設置する断熱材の熱抵抗値（R値）が2.7以上であること。床の断熱改修においては、設置する断熱材の熱抵抗値（R値）が2.2以上であること。 窓の断熱改修においては、ガラスの熱貫流率が2.33（W/㎡・K）以下であること。	助成対象経費の1/4	100万円				
LED照明機器 ★新設は対象外 ★電球のみの改修は対象外 ★助成対象経費が10万円以上の改修であるもの	蛍光灯等LED照明以外からの変更であり、固有エネルギー消費効率・平均演色評価数Ra・モジュール寿命が以下の基準以上のものであること。ただし、LED誘導灯器具への変更の場合は以下の基準を満たすものであること。リースの場合は、リース期間が5年以上であること。	助成対象経費の1/2	50万円				
	<table border="1"> <tr> <td>LED照明機器</td> <td> 【LED照明器具(本体および電球の改修)】 ・固有エネルギー消費効率 80lm/W ・平均演色評価数Ra 70 ・モジュール寿命 40,000時間 </td> </tr> <tr> <td>LED誘導灯器具</td> <td> *東京都 中小企業向け「省エネ促進税制対象機器」として指定されていること </td> </tr> </table>	LED照明機器	【LED照明器具(本体および電球の改修)】 ・固有エネルギー消費効率 80lm/W ・平均演色評価数Ra 70 ・モジュール寿命 40,000時間	LED誘導灯器具	*東京都 中小企業向け「省エネ促進税制対象機器」として指定されていること		
LED照明機器	【LED照明器具(本体および電球の改修)】 ・固有エネルギー消費効率 80lm/W ・平均演色評価数Ra 70 ・モジュール寿命 40,000時間						
LED誘導灯器具	*東京都 中小企業向け「省エネ促進税制対象機器」として指定されていること						

助成対象経費：対象となる機器等の本体価格＋工事代

・V2Hの「本体価格」とは、設置工事費や電力切替盤等付属品の価格は含みません。

※既設の蓄電池の要件（太陽光発電システムを新設する際）次の①、②のいずれかに該当すること。

①令和6年度の蓄電池の要件に該当すること ②かつしかエコ助成金（平成24年度～）で助成を受けたもの

※既設の太陽光発電システムの要件（蓄電池を新設する際）次の①～③のいずれかに該当すること。

①令和6年度の太陽光発電システムの要件に該当すること

②かつしかエコ助成金（平成24年度～）で助成を受けたもの

③財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証を受けたもの又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたもの

・太陽光発電システムと蓄電池を併設する場合は、一方が既に設置済の場合、両方を同時に設置する場合のいずれも助成の対象とします。

・高反射率塗装と断熱改修、LED照明機器改修については、築1年以上を経過した建物を対象とします。

・助成対象者が自ら設置工事等を行う場合、助成対象物の本体及び資材に係る費用を「助成対象経費」とします。

・太陽光発電システムの最大出力、高反射率塗装の施工面積は小数点以下第3位を四捨五入します。